

新しい国際交流員を紹介します

新しい国際交流員のナターリヤ・クリスチナ・ヒベ
イロ・アブレウさんが着任しました。彦根市の職員と
して、国際交流業務の企画などに携わります。
広報ひこねでは、故郷ブラジルの生活や文化の紹介、

国際交流員としての市内外での活動の様子や感想など
を紹介する予定です。
問い合わせ先 困人権政策課 ☎ 30-61113、FAX24-
8577

ナターリヤです よろしく！

皆さん、はじめまして。4月から国際交流
員として勤務しています、ナターリヤ・ク
リスチナ・ヒベイロ・アブレウです。「ナ
ターリヤ」と呼んでください。
私は、ブラジルのリオ・ディ・ジャネ
イロ州の近くにある、ミナス・ジェイラ
ス州のペロ・オリゾンティという町で生ま
れ、15歳のときから日本語を勉強しています。
子どもの頃から「ブラジルの反対側にある国
は一体どういうところだろう？」と思っていました。



それから、日本のことをいろいろ調べたり、ブラジ
ルの店で売っている日本の食品を食べたり、ブラ
ジルのテレビで放送された日本のアニメを見
たりしました。
日本はとても魅力的な国です。現在、日
本で生活することができて、とてもうれ
しいです。これから日本でどんな出会い
や経験ができるのか、わくわくしています。
彦根市に来てからまだ日が浅く、分からな
いことも多いので、彦根市や日本のことを教
えてもらえたらうれしいです。気軽に声をかけて
ください。

彦根市経済活性化対策
住宅改修等促進事業
申込期限は5月9日(金)
午後5時15分必着です



この事業は、市民の皆さん
が市内に本社がある法人また
は市内に住所がある個人の施
工業者を利用して、自宅の改
修などを行う場合に、その経
費の一部を助成する制度です。
平成26年度の第1回事前申
し込みの受付期限は5月9日
(金)です。助成制度の利用を希
望する人は、早急に事前申し
込みをしてください。
助成金額、助成の対象とな
る条件、申込方法など制度の
詳細は、広報ひこね4月1日
号または本事業の手引きをご
覧ください。手引きは、彦根
市ホームページに掲載してい
るほか、困商工課、支所、各
出張所にあります。
問い合わせ先 困商工課 ☎ 30

6119番、FAX24
676番
介護保険料の納付を
電話で呼びかけます

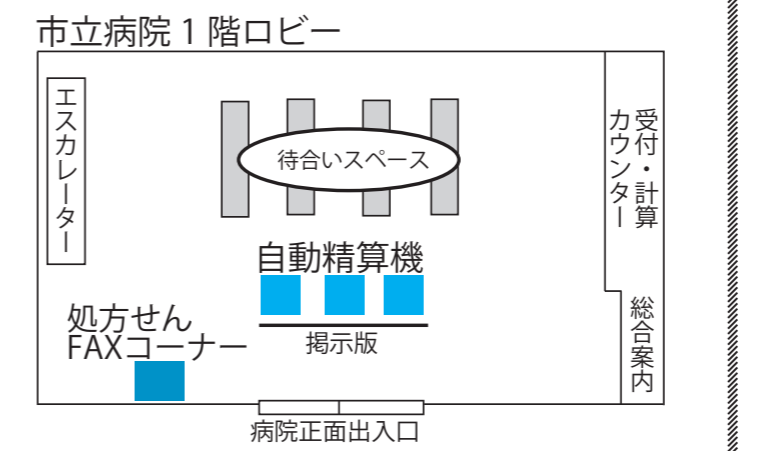
今年度から、介護保険料の
納付が、納付期限から一定期
間を過ぎても確認できない場
合、電話で納付の呼びかけを
行います。この呼びかけは、昨
年度から行っている国民健康
保険料の納付案内と併せて行
います。
納付案内は、彦根市が委託
した電話案内業務に実績のあ
る民間事業所のオペレーター
が行います。
不審な電話にご注意！
オペレーターが電話をかけ
る時は、「彦根市国民健康保険
料(介護保険料)納付案内担当
の〇〇です」と名乗ります。
還付金の案内や納付のため
の口座を指定して振り込みを
求めたりしません。また、金
融機関でのATM(現金自動預
払機)の操作を指示したりす
ることは絶対にありません。
不審な点がありましたらお
問い合わせください。
問い合わせ先 困保険料課 ☎
30・6137番、FAX21・
2220番

彦根市土地開発公社が
分譲した宅地について
困公有財産管理室

彦根市土地開発公社は、3
月31日に解散しました。
同公社が分譲した宅地には
「買戻特約※」を登記したもの
があります。この買戻特約は、
期限がくると効力は失われま
すが、登記を抹消せずにその
まま放置すると、今後、抵当
権の設定(新たな融資を受ける
場合など)や売買などをする場
合に、登記の抹消を要求され

5月12日(月)から
処方せんFAXコーナーと
診療費の自動精算機が場所が変わります
市立病院1階ロビー

患者さんの利便性向上のために、次のとおり1階ロ
ビーの設置場所を変更します。
▶処方せんFAXコーナーを正面出入口横に変更
▶自動精算機を3台に増設して、設置場所を掲示板裏に
変更



市立病院1階ロビー
▶クレジットカード専用自動精算機の設置場所を救急セ
ンター待合前に変更(1階ロビーの自動精算機は、現金とク
レジットカード両方の利用ができます)
問い合わせ先 市立病院医事課
☎ 22-6050(内線1252)、FAX22-6331

場合があります。
同公社の分譲宅地を購入し
た人は、法務局の登記簿など
を確認して、買戻特約が残っ
ている場合は抹消することを
お勧めします。
抹消手続きは清算法人彦根
市土地開発公社が行います。
抹消登記が済んでいない人は、
お問い合わせください。
なお、公社清算以後は個人
で手続きをしていただくこと
になります。手続きが複雑
になり、さらに費用と時間が
かかります。

※買戻特約
売った人が買った人に代金
を返したり、契約にかかった
費用を返すことで売った物件
を取り戻すこと。
問い合わせ先 困公有財産管
理室 ☎ 30・6114番、F
AX 30・6147番

人権学習会(人権のまち
づくり懇談会)を市内全
域で開催しよう

彦根市では、市内の自治会
に人権問題をテーマとした学
習会の開催を呼びかけていま
す。
地域に住む人たちが企画し、
身近な話題をとりあげて話し
合うことで、住みよいまちづ
くり結びつくコミュニティ
活動の場となることを期待さ
れています。

行政相談委員を
知っていますか



「行政相談委員」は、皆さん
の身近な相談相手です。国の
事務に關
する苦情
などの相
談を受け
付け、問
題の解決
や要望な
どを聞き、寄せられた意見な
どを、その後の行政運営に生
かす役割を担っています。
「苦情や要望をどこに申し
出てよいかかわからない」な
どの場合、お気軽に下の行
政相談委員にご相談ください。
このほかに、市役所・支
所での定例相談や、各出張所
での巡回相談、登記・相続・

困まちづくり推進室

遺言などについて専門職員・
専門家が相談に応じる「行政
なんでも相談所」などがあり
ます。これらの日程は、「広報
ひこね」の毎月15日号の相談
欄でお知らせします。
相談は無料・予約不要・秘
密厳守です。
問い合わせ先 困まちづくり
推進室 ☎ 30・6117番、
FAX 22・1398番

行政相談は、電話でも受
け付けています。
問い合わせ先 総務省滋賀
行政評価事務所行政相談
課 ☎ 07752311
00番

意見公募手続制度結果
のお知らせ

彦根市の行政相談委員
加藤長三さん(中敷二丁目6-19)
☎ 22-3994
吉持和代さん(大敷町2137)
☎ 23-1379
大橋秀子さん(彦富町1766-1)
☎ 43-3700

彦根市水道事業
第2期中期経営計画(見直し案)
意見の件数 4件
案の修正を行うもの 1件
案の修正を行わないもの 3件
問い合わせ先 困上下水道総務課
☎ 24-8477、FAX24-4054